

滋 総 第 399 号
令和元年(2019年)8月2日

公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会
理事長 崎山美智子 様

滋賀県知事 三日月 大造



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

令和元年8月2日 から 令和6年8月1日 まで

(証明を受けた日から5年間)